

17 反省及び将来への課題

17 反省及び将来への課題

このたびの大震災は、近畿圏では予想もしていなかったことであり、地震に対する完全な備えなどできているはずもない状況で起きたものである。また、ある程度の防災体制ができていたとしても、想像を絶する規模の大地震の前には何の役にも立たなかった。

以下はこのような状況で、本学の各部局が震災直後から復旧に向けて、また、復旧の過程の中で、更には職務を遂行するうえで気が付いたことを反省及び将来への課題としてまとめたものである。

【施設部】

今回の震災における職務上の反省点としては、次のことがあげられる。

被災状況の的確な把握・記録

今回の震災の場合、周辺地域、大学とも大混乱しており、被害調査も過酷な状況の中で行われたため、記録写真にメジャー等が同時に写されておらず寸法等の判断ができないものが多かった。

このことは、財務局の実地調査時に不都合を生じた。

災害の状況の大小にかかわらず、被害状況の記録は後々において、災害当時の状況判断の材料となるため、普段から認識をもっておくことが大切である。

また、各部局等担当者に対しても、日頃から災害時の記録の重要性について周知しておく必要がある。

日報等の整理

いかなる混乱時であっても、日報等各個人が記録しておくことにより、後々非常に参考になる。

【附属図書館】

(1) 防災体制の確立

今回の地震は早朝に発生したが、これが平常のサービス時間帯に発生しておれば、相当な人的被害が想像される。このことから、書架・家具等の備品が倒れても利用者や職員に影響が及ばない余裕ある館内スペースと備品配置を検討する必要がある。図書館を利用者の安全な利用施設として考える時、施設及び備品の設置環境をすぐに変える必要があるが、このことを早急に処置することは難しく、現在の施設環境から職員及び利用者をどの様に災害から守るかの、より配慮したマニュアルを早急に整備すると共に、書架・家具等の現在施設内での防災配置を考えなければならない。

また、今後の新しい図書館施設を考えると、今回の震災教訓を生かし、防災を念頭に置いた施設作りを目指し、二度と同じ様な被害が起こらないよう最善を尽くさなければならない。

(2) 被災対策マニュアルの整備

震災時の対応で最優先事項として、職員の安否の確認作業があるが、今回の震災では比較的早く回復した電話によって職員の安否確認を行った。しかし、電話番号を職員録に記載していない職員が約30%もあった。個人情報とはいえ、公開しないまでも非常時用として、登録管理しておく必要がある。このことは一例であるが、このような災害発生時には、個人の資するところで判断し行動が決められることが多く、被災時の対応において危機管理対策マニュアルの整備と常にその啓蒙が、今後の重要な課題である。

【総合情報処理センター】

(1) 防災体制の確立

当センターの管轄では、今回の地震により以下の点が注目される。

a 電子計算機関連機器及び通信設備の頑強度

従来、電子計算機等は非常に精密な機器のため、地震等の揺れに弱く、普段から大きな振動を与えないようにする必要がある、といった概念があったが、建物ごと崩壊した物を除いて、転倒したり、一部破損した機器でも通電すると以外に内部の被害は少なく、概ね正常に稼働した事実が本学のみではなく被災地全般で広く確認された。同様にネットワーク等の通信設備についても、地下埋没の光ファイバー等地震により切断する被害が懸念されていたが、今回の地震ではそういった被害箇所は微少で、本学においては全くなかった。

b 地震の揺れの方向と設備の設置の仕方

今回の地震では本学の立地場所では南北に揺れた結果がでていますが、当センターにおける被害を見ても、揺れの方向と物の置いてある状態とで被害の受け方がはっきりと違っている。特に電子計算機及びモデム等の収納棚は殆ど南北に長い設置のされ方だったため、落下、転倒等の被害は殆どなかった。

c 空調設備による被害の減少

当センターでは、平成6年12月に電子計算機室の水冷式空調機を空冷式空調機に更新していたが、このため、電子計算機の稼働に大きな支障が発生しなかったといえる。今回の地震では全てのライフラインに大きな影響を受けたが、その復旧は概ね、通信・電気・水道・ガスの順になったようで、このことは、水を必要とする設備の復旧が遅れた事を意味しているものといえ、仮に当センターの電子計算機室の空調機が水冷式のままで、復旧には相当の日数がかかり、入試業務等にも影響があったものと推察される。

上記のように、当センターで被害が少なく、電子計算機業務に対する影響が最小限で済んだ背景には、多分に幸運だったことが1番で、場合によってはしばらくの間、電子計算機業務が稼働不能になっていても不思議ではなかったといえる。

このことから、電子計算機等を管理する立場からの防災体制を考えると

a 設備の設置については床に固定ではなく、固定するなら床下から固定する方

が良い。

- b モデム等の小物を収納する棚はできる限り重心の低いものにし、床下から固定する方が良い。
 - c 収納庫等の扉は観音式の扉より引き戸式の扉の方が良く、ガラス製の扉は極力避け、透明な扉が必要な場合は、アクリル等割れにくい素材の扉が良い。
 - d できる限り、無停電装置等の電源設備を導入し、機器の正常終了等に必要な電源確保及び、ネットワーク等の通信設備の運用を継続できるようにする。
 - e 電話は交換機に通じた電話以外に直通電話を1本は置いておく方が良い。
- 等のことが言える。

当センターでは震災後、事務室及び研究室の書庫を壁面収納庫とした。この際、ガラス扉をアクリル製のものにしたかったが、現状では相当する製品が無く、今後の課題となっている。

棚や収納庫の上段には極力重量の少ない物を置き、最下段には比較的重い物を置くようにした。

(2) 被災対策マニュアルの整備

特に整備はしていない。しいて言えば、職員及び関係業者の連絡網を常に把握するようにしている。

【文学部】

本学部は、幸いにも学生、教職員が死亡する等の痛ましい犠牲者もなく、設備、備品等の破損等はあったものの学舎等建物の被害は比較的軽微であった。

反省すべき点は多々あるが、その一つを上げるとすれば最優先で取り組むべき学生、教職員の安否の確認作業であるが、その作業をすべて終えるのに数日間を費やしたことである。

その原因は、交通機関が遮断され教職員の通勤手段が途絶したことにより出勤できる人数に限りがあったこと及び電話の麻痺状態がしばらく続いたことなどであるが、学生の指導教官等を活用すればもっと早く短期間で確認が終了できたのではないと思われる。

将来に向けては、今回のようにライフ・ラインが壊滅した場合を想定すると、まず飲料水の確保、次に電力の確保が最優先であろう。そのために自家用水、自家発電等の施設、設備の整備が急務であると思われる。

また、今後の対策としては、老朽建物の撤去及び教官研究室等に備え付けている書架等の転倒防止の措置等も必要である。併せて、防災教育、防災訓練、災害対策マニュアルも必要であると思われる。

【発達科学部】

震災時のマニュアルが必要（震災時のマニュアルがなく、火災時のマニュアルを利用したが、今回の震災には対応しきれなかった。）

災害時でも通信できる連絡体制の必要性（震災に強い通信網・携帯電話等が必要

で、将来はインターネット等の情報ネットワークの利用ができないのか検討の必要)
大学入試センター試験当日にこのような震災が起こった場合の対応
実験等を行っている昼間に起こった場合の火災等への対応

【法学部】

本学部において震災を想定したマニュアルを作成していなかったことは大きな反省点としてあげられるが、前述したように今回のような震災の場合、もし通常のマニュアルが存在したとしてもどれだけそれに沿った形での連絡方法の確立と人員の確保ができたのか疑問である。

したがって、震災直後からスムーズに対応でき得る態勢を確立するためには、今回の震災を通して得られたあらゆる問題点と教訓を整理し、それを全てマニュアルの中でいかせるような現実的な工夫と、それに基づいた訓練の早急な実施が必要であり、本学部としても実施に向けて鋭意検討中である。

ただ、あまり細部にわたり、実際に災害が起こったときに役立たないものより、基本的な事柄を押さえるマニュアルの作成が賢明であることを看過してはならない。

将来への課題として、施設面では必要な耐震性能の確保と従来製の枠を越えた設備の整備が必要になると思われる。例えば、避難者等の収容を想定した設備の整備があげられるが、このことは当然の結果としてそれに付随した大規模水槽等諸々の設備の必要性にも関連してくる問題でもある。また、大学業務の要員確保ということでは、最低必要人員の宿泊施設や食料等の備蓄庫の必要性も当然今後の課題の一つとして念頭においておかなければならない問題であると考えられる。

【経営学部】

(1) 防災体制の確立

突発的な災害に遭遇した時、混乱と動転の中で組織的に的確迅速な対応をすることは甚だ難しい。緊急事態を想定した綿密な防災管理体制を平常から整備しておくことが必要と思われる。

なお、今回のような大規模な災害では、教職員自身が被災者となるなど業務体制に参加できないケースも想定されるので、防災管理体制を整備するに当たっては、常に代替要員の弾力的な配置を想定していなければならない。

また、今回の地震発生時刻は早暁であったが、これを勤務時間中の出来事と想定すれば、自ずから、平常の心掛けとして、物品倒壊防止対策の点検、避難経路確認の徹底、出火防止意識の高揚等、基本的な防災対策の大切さを改めて痛感させられる。

その他震災体験を通して感じたことは、学部関係者間の連絡機能を確実にすることである。そのためには、教職員の連絡意識の高揚、学生の最新連絡先の申告を徹底させることが必要と思われる。

(2) 災害対策マニュアルの整備

災害発生後の対策をマニュアル化する場合に、組み込んでおきたいことと、懸念される事項は次のとおりである。

災害対策システムの整備

災害対策システムは、責任者の他、警備防災、救護、現場整備、情報伝達、渉外、各種調達の担当者等が考えられるが、前述のように、担当者自身が業務体制に参加できないケースを想定して、代替要員の弾力的な配置を想定していなければならない。

職員の勤務体制

今回の震災でも明らかのように、被災時には、交通機関の停滞、教職員自身の被災によって、通常より出勤職員数が少なくなりがちであり、しかも平常業務に加えて災害に伴う業務を処理しなければならなくなるので、勢い、職員にかかる業務上の負担は急増し、休日返上の長期戦のため、1人1人の疲労は急速に蓄積される。

幾つかの実例を見るまでもなく、職員の過労による事故は極力避けなければならない。職員の勤務体制を定めるに当たっては、常に職員の健康管理を配慮した休息体制を併せて考えなければならない。

このことと関連して、今回の震災で学生のボランティア活動が本学にも向けられたことに鑑み、学生アルバイトを雇い上げて、大量且つ単純な作業を依頼し、以て職員の人手不足の解消とその負担軽減を図る方法は、様々な制約も考えられるが検討に値すると思われる。

学生関係連絡網の補強

学生の連絡先については、本人申告の宿所届記載事項が基本となるが、宿所変更の場合の届け出が遅滞するため、連絡困難となる場合が少なくない。

これを補強するため、研究指導グループ、サークル活動グループ等、個々の学生の横の繋がりを活用して連絡網を敷設すれば、かなりの成果が得られるのではないかと思われる。

さらに、全学の学生を対象にした連絡事項については、新聞、テレビ等のマスコミ、地方公共団体その他の公共伝達機能を、もっと頻繁に活用させて貰う方法は、様々な制約も考えられるが検討に値すると思われる。

【理学部】

交通・通信網の寸断により、人員の確保及び連絡等ができなかったので、緊急時の連絡網の整備のため通信手段の多様化（専用線増設、電子メール網の構築等）が求められる。

日頃から各人が非常事態に遭遇した時の対応、処置を常に意識していることが被害を最小限に食い止めることになるので、防災教育の普及が必要である。

被災学生の親元から、救助支援のための要請があったが、学内にボランティア組織等がなく、対応に苦慮したので、学内でのボランティア組織等を整備する必要がある

(1) 防災体制の確立

災害が発生した時、前進基地的な組織を被災大学に近い大学か又は施設を確保し、近隣大学の職員で構成する応援部隊を派遣し、被災大学と緊密な連絡、応援が可能な体制を確立することが求められる。

近隣大学の代表電話をKeyにして、被災大学職員からKey大学に連絡を入れることにより一部の情報でも把握する方策も考えられる。

この場合、電話交換手にも徹底させておく必要がある。

大学の敷地、建物、及びライフラインの概要が判る図面を整備し、備え付けておく必要もある。

(2) 現在のところ、被災対策マニュアルは作成していないが、今後、防災教育、避難訓練の方策等について検討する必要がある。

【工学部】

(1) 反省等

今回の大震災のような災害が発生したとき、職員は先ず何をすべきか。学生はどうすればよいか。どこへ連絡を取り、誰の指示を受けるか基本的な事項が定められていなかったこともあり、学生を含めた安否の確認に時間を要した。

震災当初は、出勤不可能な職員が多数いたので、学生、教職員の安否確認及び施設設備の被災状況調査に相当の日時を要した。

今後は、大学の近くに居住している教職員を、災害発生時の緊急出動要員として予め指名しておく必要がある。

避難所を開所した時、国の機関としての大学は、何をすればよいのか。何ができるのか。県・市・区との関係はどうすればよいか等の定めがないので、避難者への対応が難しかった。

国家公務員のボランティア活動への参加は、どの程度可能か。あるいは国民全体の奉仕者である職員は、今回のような災害が発生した時、国民に対して何ができるのか等の疑問が生じた。

非常勤職員の職務免除への人事院の対応が遅れ、勤務時間管理担当の職員と職員組合等との間にわだかまりが生じた。今回のような地震災害は、何時、どこで発生するか予測のつかないものであり、職員に責任のない事項であるので、非常勤職員にも常勤職員同様に、当初から職務免除の措置ができるよう配慮する必要がある。

(2) 防災対策マニュアルの作成

工学部安全管理委員会に専門委員会を設置し、災害対策用マニュアルの作成に着手した。

このマニュアルは、従来、工学部安全管理委員会が発行している「安全の手引」を補完することにより、学部内における災害の防止及び災害が発生した時の対応

方法等を教職員及び学生に周知すると共に、迅速に災害に対処できる組織づくり等を目的にしている。

主な検討内容は次のとおり

- 地震・火災発生時の対応
- その他の災害発生時の対応
- 人身事故発生時の処置等
- 通報・連絡方法
- 具体的な事例の紹介

【農学部】

(1) 防災体制の確立

今回の震災において、緊急時の連絡網の整備、被災対策マニュアルの整備、貴重な生物的研究試料を非常事態に至っても守ることが出来る自家発電、自家給水を有し、冷凍庫、冷蔵庫（室）及び恒温恒湿室の機能を持たせた耐震耐火構造建物の整備。戸棚、書棚、試薬保管庫等の転倒防止措置。ライフラインの安全性の確保、見直し等が課題となった。

また、被災住民の避難所に大会議室、中会議室を充てたことにより、災害対策活動の本拠地を小部屋に置かざるを得なかった。情報収集、伝達、仮眠、休憩を必要とする対策本部には大会議室、隣接する中会議室の大部屋が必要であった。

全学生・教官に安全の指針として、「安全の手引」を配布した。特に災害対策の項目を載せた。また、各講座の掲示板に、農学部災害対策本部の組織、任務、非常時の連絡網等を掲示した。

(2) 被災対策マニュアルの整備

現在、作成を考えている。

【附属住吉校】

小学校

(1) 反省点からの課題

緊急発生時には、人的組織の確立が急がれ、組織的に対応することが必要。

学校教育の再開を早期に行い、学校教育を正常に運営していくことが本来の在り方である。

自校の防災体制の足固めをするとともに、緊急時には、大学、医療機関、公的関係機関との連携をどうするかをマニュアル化しておくことが必要。

災害対策マニュアルについて、経験をもとに整理するとともに、公的機関からの指導も必要である。また、保護者とも一体となって進めることが必要である。

避難訓練は、火災、地震を想定し、年3回消防署の指導のもとに行う。

登下校の安全を図るために、仲良し会（緊急時の登下校班）の再編、保護者を交えた下校指導の実施。

校舎内外の安全管理の点検，物品の倒壊を防ぐための措置をする。

(2) 防災体制の確立

本校では，従来から生徒指導関係組織を強固にする方向で見直しを図り，拡充している。

生徒指導部組織.....生徒指導主任を中心に企画・運営

— 学年学級指導	(給食，清掃，健康，保険，くらし等の指導)
— 安全指導	(登下校，非常災害時安全下校，避難訓練，東灘区生徒指導連絡会等の安全指導)
— 保健指導	栄養士の担当
— 栄養指導	養護教諭の担当

非常災害時安全指導

警報発令・交通遮断・冬場の凍結に対する安全指導体制を強化し，具体化した。

緊急時の教官の配置	学 校	副校長以下 8 名
	阪神御影駅周辺	6 名
	J R 住吉駅周辺	5 名
	阪急御影駅周辺	7 名
	摂津本山駅周辺	3 名

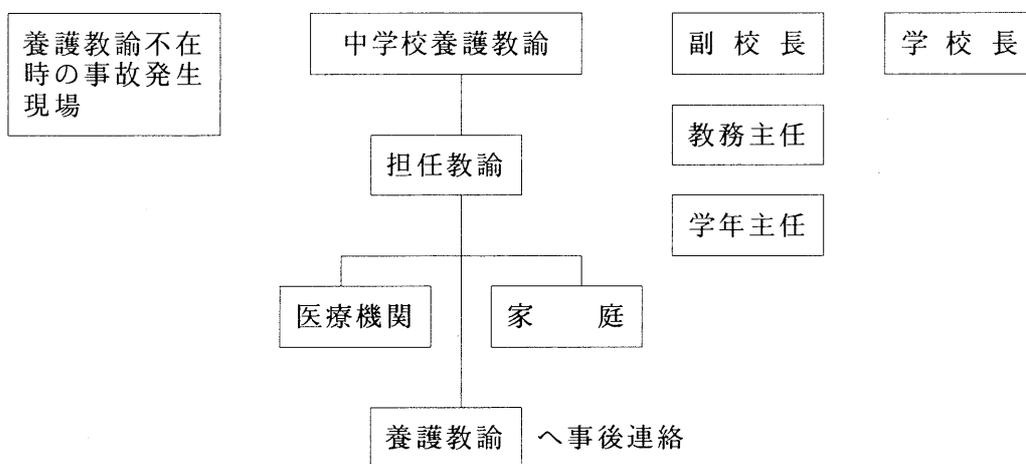
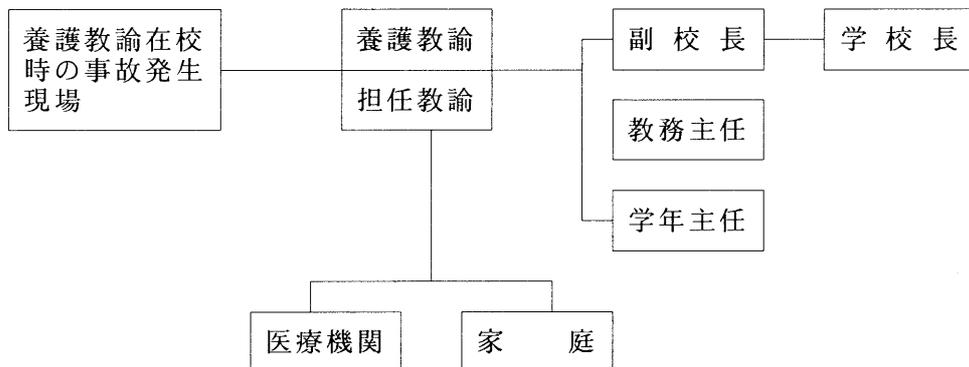
注意事項 副校長の指示により，児童の安全確保のための行動をとり，勝手な判断を慎む。何か事態が発生すれば，かならず連絡，報告，そして指示を仰ぐこと。

問題発生時における体制づくり(交通事故，行方不明)

副校長	— 問題発生	学級，学年該当教官 教務主任
学校長	— 該当保護者 — P T A 地域部	
学部長	関係諸機関(東灘警察署，消防署，市バス，各関係 駅他)	生徒指導部 教官会議

外部との連絡窓口は副校長一本化。問題発生時の対応は全教官同一歩調で臨む。

学校における事故発生時の体制づくりの再確認



その他、 避難訓練（年3回） 施設安全点検の実施（年3回）

災害対策マニュアルの整備

地震がきたら （地震対策の手引き）

平成7年9月発行

1 授業中、地震がきたら

(1) 火を消せ。

- ・ 実験中、実習中で火を扱っているときは、直ちに火を消す指示を出しガスの元栓を閉めさせる。
- ・ このときの教師の冷静な行動や掛け声で、不安になっている児童に安心感を与える。

(2) 机の下にはいれ。

- ・ 転倒・落下物から身を守る（特に頭部を保護する）ため、机の下に入ることを指す。
- ・ このとき、大声をださないよう注意する。
- ・ 机の下に入り、しっかり机の足を持たせる。
- ・ 揺れがおさまるまで、そのままの状態を保たせる。

- (2) 電車・バスに乗っているとき 運転手・車掌・駅員の指示に従い、自分勝手な行動をしない。
- (3) 揺れがおさまったら 地震の状況に応じ、自宅にもどるか学校に来る。
もしくは、近くの避難場所に避難する。

4 火災が発生したら

火災発生時の避難行動

先生の指示に従い、勝手な行動をしない。

- ・ 教室にいる場合 教師は避難経路を確保する。
窓やドアを閉める。
カーテンは開けたままにしておく。
電気、火気を消す。
- ・ 廊下にいる場合 廊下の窓を閉める。
電気を消す。
- ・ 運動場にいる場合 駆け足ですみやかに、避難場所に避難する。

中学校

(1) 反省点からの課題

震災以前の避難訓練は火災のみの想定であったが、火災と地震の両方を想定して実施することが必要である。(実施済み)

校舎内外の安全管理の点検、物品の倒壊を防ぐための措置を講じる必要がある。(実施済み)

事故や問題発生時の指揮連絡系統図の再検討。(実施済み)

(2) 災害対策マニュアルの作成

生徒が自宅にいる時、登下校中の時、校内にいる時の各場合を想定して、避難方法、安否確認などのマニュアルの作成が必要

(3) 学校再開への取組みについては、今回の阪神大震災の教訓を生かす。

(4) 緊急避難所になった時のマニュアル作成

阪神大震災時は、本校の校舎、体育館の被害が甚大であったため避難者を受け入れることができなかった。今後、緊急避難所になった時を想定し、避難者の受け入れ等についてのマニュアルを作成する必要がある。

【附属明石校】

(1) 幼稚園

震災の時間が園児と保護者が一緒に家庭にいる時間であったということが、不幸中の幸いであったが、もしも、園児が園内にいる時間に起こったとすればどのように対処できるのか、パニック状態であったらう。あれだけの時間、交通・通信は遮断される・電気もガスも水道もだめ・食料はなし・毛布もなしという状況下では、幼い多数の園児の命を保障することも難しかったのではないかと考え

る。これらのことを考えると、「14 震災に対する教育・研究面での取組み」でも述べたように、ソフト面・ハード面を含めた以下のような課題がある。

- ・ 震災時における学校や教職員の役割
- ・ 上記の役割に対応した学校施設等の整備
- ・ 園児の安全確保
- ・ 幼稚園と保護者間、保護者と保護者間等との情報連絡体制の充実
- ・ 防災教育の充実

(2) 小学校

防災体制の確立

従来の防災体制は、大雨洪水警報に対応できても、電話の不通・交通機関のマヒ等を考慮したものではなかった。今後、連絡体制、緊急時の指揮系統等早急に見直しを図りたい。

防災対策マニュアルの整備

本校の場合、6歳から12歳までの児童がバス・電車等をつかって通学している。学校の保護下にある場合、保護者の保護下にある場合は、問題が少ないと思われるが、通学途上にある場合、児童は一人一人の判断での行動がせまられる。今後、このような場合どのようにすればよいかというマニュアルの確立と共に、自分の身を守るための判断力、行動力等の自己形成力の育成をはかりたい。

(3) 中学校

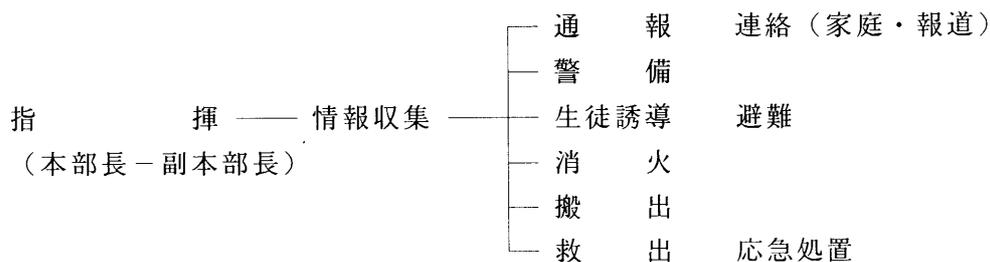
防災体制の確立

地理的にも、関西地方は台風の襲来も少ないし、震災にいたってはほとんど眼中になかったといっても過言ではないほど考慮にいれていなかった。

このたびの震災ではじめて、関西にも大地震が起こりうるということが意識されたといえる。

ところが、あの規模の地震ではどう防災体制が作れるのだろうか。はっきり言ってあの時刻だからあの被害ですんだというのが本音ではないだろうか。授業中にあの地震があり、死傷者が出（建物の被害の状況から可能性はなしとできない）、ライフラインが寸断され、交通・通信手段が途絶された状態で、何日も家庭との連絡がとれない、家庭からも連絡が来ないという生徒が多数出ることとも考えると、今でも身震いを感じるほどである。

となると、震災をふまえた防災体制は、今のところ次のように考えられる。



災害対策マニュアルの整備

マニュアルにいたっては、次のように数種類のものが必要になるであろう。

- a 小さな火災のみで、ごく初期に消火が可能な場合。
- b 暴風雨・洪水による災害の場合。
- c 震災で、火災をともしない場合。
- d 震災で、火災をともした場合。
- e 震災で、交通・通信手段が途絶した場合。

それぞれについて、早急に整備を図りたいと考えている。

【附属養護学校】

(1) 危機管理の対応について

早急に対策会議を設置し、情報の蒐集と緊急の諸課題について協議を行い、学校としての方針をもつことにより、全教職員が一体となって問題に対処することができた。比較的早期に学校を再開することができたのも、対策会議の設置のもつ意義は大きい。

(2) 児童生徒の安全の確保について

- ・ 校舎内外の安全点検、教材教具の管理など、定期的に保管管理について点検しておく必要がある。
- ・ 児童生徒の生活実態（通学方法、住居周辺の地理、家族構成など）について、さらに正確に把握しておく必要がある。
- ・ 食料の備蓄、飲料水の確保等についても、万全を期すよう検討したい。

(3) 障害児（者）の避難に関して

震災弱者と呼ばれる障害児（者）にとって、養護学校は施設・設備等からも、避難場所としての果たす役割は大きい。地域の障害者の把握をすすめると同時に地域に根ざした、地域に開かれた養護学校づくりに努めたい。

(4) 今回の震災は登校前であったが、これが在校中であつたらどうであつたか、通信と交通が途絶える中で、保護者との連絡がとれず、混乱は想像を絶する。さまざまな時間帯における、対処の方法をさぐり備えたい。

【医学部保健学科・医療技術短期大学部】

防災体制の確立

耐震性の高い建物の建設、什器類の転倒防止装置の設置、機器類を転倒しにくいキャスター付きのものにする。

電話が不通の場合の通信手段として無線通信機の設置

被災地への救援隊は「自己完結型」であること

緊急時に出勤できるような居住地域の職員の一定数の配置

1 8 資 料

18 資料

震災に関連した各種の特別措置.....	2 5 3
兵庫県南部地震被災学生の学生寮への受入について（依頼）.....	2 5 7
兵庫県南部地震被災学生の学生寮入寮者募集要項.....	2 5 8
神戸大学の同窓会京阪神地域在住の皆さんへ.....	2 5 9
兵庫県南部地震に伴う学生のボランティア活動について.....	2 6 1
兵庫県南部地震で被災した受験生等への配慮について（依頼）.....	2 6 3
大学進学をめざす受験生の皆さんへ - 特に兵庫県南部地震で被災した受験生の皆さんへ -	2 6 4
阪神大震災で被災した受験生等への配慮について（要請）.....	2 6 5

平成7年2月15日 朝日新聞(夕刊)
記事転載あり
(省略)

震災に関連した各種の特例措置

今回の地震の被害状況を考慮して、被災職員救済等のため、職員の職務専念義務の免除に関する臨時措置等の特例措置が講じられた。具体的な内容は次のとおり。

1 職務専念義務の免除（関連通知は、122ページ参照）

平成7年兵庫県南部地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について（人事院指令14-1 平成7年1月24日発出）

地震等の災害により職員の現住居が滅失・損壊し、その復旧作業に従事する場合、現行では7日以内の特別休暇が認められるが、大惨事となった今回の状況が相当長期にわたると見込まれたことから、今回の地震に対する特例措置として、標記の人事院指令が発出された。同指令は平成7年1月24日から適用され、ライフライン等の復旧状況や指令の適用状況を総合的に判断のうえ、平成7年4月30日をもって廃止された。

（内容）

当分の間、各省各庁の長は、平成7年兵庫県南部地震により次の各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができる。

- 1 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
- 2 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

2 扶養手当等の取扱い（関連通知は、123ページ参照）

平成7年兵庫県南部地震の被災職員等に係る扶養手当等の取扱いについて（人事院事務総局給与局給与第三課長通知 平成7年1月31日 給3-21）

職員の現住居の崩壊等並びに一時避難及び交通遮断による通勤経路等の変更の状況を考慮して、次のような弾力的取扱いがなされた。

（内容）

- 1 住居手当を支給されている職員が、自宅の崩壊等により、一時的又は臨時的に、避難施設等に避難して居住している場合、引き続き当該自宅に居住しているものとみなして手当を支給する。
- 2 地震による被災によって、やむを得ず、一時的又は臨時に、通勤の経路又は方法を変更して通勤している職員の平成7年2月分の通勤手当については、変更後の通勤手当の月額が変更前の通勤手当の月額を下回る

場合、変更前の経路・方法により通勤したものとして手当を支給する。

3 単身赴任手当の取扱い（関連通知は、126ページ参照）

阪神・淡路大震災の被災職員に係る単身赴任手当の取扱いについて
（人事院事務総局給与局給与第三課長通知 平成7年3月28日 給3-52）

震災による被災等のため、やむを得ず、一時的に配偶者と別居することとなった職員がいる状況を考慮して、次のような弾力的取扱いがなされた。

（内容）

一時的又は臨時に配偶者の居住する住居以外の住居に居住していた職員が、官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、単身赴任することとなる場合、被災の直前の住居に配偶者と同居していたものとして取り扱う。

4 健康保険等の取扱い

健康保険及び厚生年金保険における特例措置（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 平成7年3月1日公布）

非常勤職員等が加入している健康保険及び厚生年金保険において、被災者救済措置として、保険料の免除等の特例措置が講じられた。同措置の適用期間は、当初平成7年5月31日までとされ、その後条件付き適用の形で平成7年12月31日まで更新された。

（内容）

震災により被害をうけた被保険者で、住居が全半壊（焼）した場合、又は主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った場合は、（病院等に支払う）一部負担金及び入院時の食事療養に係る標準負担額が免除される。

5 財形住宅貯蓄等の払出し

阪神・淡路大震災の被害による財形住宅貯蓄又は財形年金貯蓄の要件外払出しについて（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 平成7年3月27日公布）

今回の震災の被害による財形住宅貯蓄又は財形年金貯蓄の要件外払出しについて、「当該払出しに係わる利子等について課税をしないこと、また、遡及課税も行わないこと」の課税の特例扱いが認められた。

（内容）

今回の特例が適用され、非課税扱いとなる要件

平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間の財形住宅貯蓄又は財形年金貯蓄の払出しであること。

払出しの要件に該当しない事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものであることについて、税務署長の確認を

得たこと。

6 俸給の月二回払い（関連通知は，127ページ参照）

職員の俸給の月額月二回払いについて

（人事院指令9 - 66 平成7年1月25日発出）

震災により緊急に現金を必要とする場合等を考慮し，平成7年2月及び3月に限り，俸給の月2回払いができるよう，標記の人事院指令が発出された。

（内容）

平成7年兵庫県南部地震による災害について災害救助法による救助の適用対象とされた市町に所在する官署に勤務する職員に対して，平成7年2月及び3月に限り，その俸給の月額の半額ずつを月2回に支給することができる。（部局に照会した結果，希望がなかったため本学は実施せず）

7 教員の超過勤務（関連通知は，129ページ参照）

教員の超過勤務について

（文部事務次官通知 平成7年1月17日 文高大第60号）

教員の超過勤務については，入学試験事務，学位論文審査等の特定の業務に限り，命じることができることとなっているが，今回の震災における災害復旧等の業務についても超過勤務を命じることができることとされた。

（内容）

教員が，その日に割り振られた正規の勤務時間を超えて「非常災害等やむを得ない場合に必要な業務であって高等教育局長が別に定めるもの」の勤務を行う必要がある場合は，超過勤務として命じ，超過勤務手当を支給できる。

「高等教育局長が別に定めるもの」

平成7年（1995年）兵庫県南部地震に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた市町村地域におけるもの

〔非常災害等やむを得ない場合に必要な業務について（平成7年1月17日 高等教育局長裁定）〕

「非常災害等やむを得ない場合に必要な業務」

所属長の職務命令に基づく，医療行為などの教育研究に属する業務及び学内の安全維持・災害復旧などの施設の管理に属する業務

〔文部省高等教育局長通知 平成7年1月17日 文高大第66号〕

運用要領〔給与班主査通知 平成7年1月17日 事務連絡〕

- （1）出張中において正規の勤務時間を超えて診療業務を行わせた場合
- （2）被災地において教官等が災害復旧業務又は物資の運搬業務等を行った場合，それが正規の勤務時間を超えた場合であり，かつ，当該業務が所属長の職務命令の範囲内で行われたものと認められる場合も該当する。

8 教員特殊業務手当の取扱い（関連通知は、131ページ参照）

平成7年兵庫県南部地震に係る教員特殊業務手当の取扱いについて
（人事院事務総長通知 平成7年2月14日 給実乙第103号）

附属学校教員に支給される教員特殊業務手当について、今回の震災による被災者が小・中学校等の学校に多数避難している状況を考慮して、学校に避難している被災者の救援業務を行った場合、教員特殊業務手当が支給できる取扱いとされた。

（内容）

平成7年兵庫県南部地震により被災し学校の施設等に避難している児童又は生徒を含む被災者の救援業務で学校の管理下において行うものについては、人事院規則9-30（特殊勤務手当）第24条の2第1項第1号（1）に規定する「非常災害時における児童（幼児を含む。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務」に該当するものとして、教員特殊業務手当が支給できる。

9 職員の任免等の手続

職員の任免等の手続について

（文部省大臣官房人事課任用班から口頭連絡 平成7年2月14日）

大臣発令とされている職員の任免等の手続については、文部省大臣官房人事課長通知（昭和59年9月27日 文人任第150号）により、発令日の2週間前までに文部大臣への上申手続を行うこととされているが、震災による被害状況及び災害関連業務への対応状況を考慮して、文部大臣への上申手続（期間）について弾力的運用が図られた。

学内厚連第 1162 号
平成7年 2 月 3 日

各学部長（研究科長） 殿

学 生 部 長
柳 川 高 明

兵庫県南部地震被災学生の学生寮への受入について（依頼）

このことについて、自宅、下宿等を失った学生のために、学生寮に入寮できるよう準備を進めております。

当面は、緊急避難措置として3月中旬までの約1か月に限って、被災学生のうち50名の臨時受入れ募集を行うとともに、4月上旬から入寮させる正規入寮者200名の募集を併せて行います。

つきましては、被災学生にこの旨ご周知いただき、希望学生には別添の「兵庫県南部地震被災学生の学生寮入寮者募集要項」を配布下さるようお願いいたします。

なお、現在のところ水道、ガスは全面復旧しておりませんので、念のため申し添えます。

兵庫県南部地震被災学生の学生寮入寮者募集要項

〒657 神戸市灘区六甲台町1-1

神戸大学学生部厚生課

☎ (078) 803-0114

1. 緊急避難学生の受入れ（約1か月間）

- 対象者 自宅・下宿等を失った学生（外国人留学生を含む。）
- 受入人員 住吉寮(男)30名, 女子寮10名, 国維寮(男)10名 計50名
- 申込期間 2月6日(月)～2月10日(金)正午
- 申込先 学生部厚生課
- 提出書類 緊急避難許可申請書 (用紙は, 各学部(研究科)で配付)
- 選考 申込者は, 2月10日(金)午後2時, 学生部厚生課に集まること。
(代理人でも可) 多数の場合は抽選する。
- 受入許可 許可者には, 緊急避難許可書を交付する。
- 受入日時 2月10日(金)午後5時～午後7時, 許可された寮で受け取るので
緊急避難許可書を持参すること。(当日が無理な場合は, 事前に寮へ
電話すること。) ☎ 住吉-851-4075 好意-811-1300 国維-861-4333
寝具(女子寮のみ利用できる)はないので, 各自で用意すること。また, 暖房はないので, 器具があれば用意(電熱器具に限る)すること。
- 受入場所 寮内の共用施設等(入寮の際, 各寮で指示する。)
- 退去期限 3月22日(水)
- 備考 上記避難学生が, 4月からの入寮を希望する場合は, 2.の要領に従って申請するものとする。

2. 被災学生の入寮募集

- 対象者 自宅・下宿等を失った学生（外国人留学生を含む。）
- 募集人員 住吉寮(男)100名, 女子寮50名, 国維寮(男)50名 計200名
- 申請期間 3月1日(水)～3月16日(木)午後5時(土曜・日曜を除く)
- 申請先 学生部厚生課(郵送の場合は, 3月16日午後5時までに必着のこと)
- 提出書類 入寮願, 被災状況調査, 罹災証明書, 家庭状況調査,
写真2枚(入寮願に貼付) (用紙は, 学生部厚生課で配付)
- 選考 申請者は, 3月20日(月)午後2時, 六甲台講堂に集まること。
(代理人でも可) 多数の場合は抽選する。
- 入寮許可 入寮許可者には, 入寮許可書を交付する。(居室名については, 入寮の際指示する。)
- 入寮手続 4月4日(火)又は5日(水)に, 許可された寮で入寮手続きをし,
その日から入寮するものとする。
- 備考 入寮手続きに必要な書類等, 荷物の搬送, 寮生活の必要経費, 食堂に関する
ことなどについては, 入寮許可の際に通知する。

神戸大学の同窓会 京阪神地域在住の皆さんへ

拝啓 早春の候、皆様にはご清祥の段お喜び申し上げます。また、このたびの阪神大震災によって被害を被られた方々に対しては心からお見舞い申し上げます。

神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市ならびに近隣の地域は未曾有の大地震によって大きな被害を受けましたが、幸いにも、神戸大学の建物は、一部を除けば被害は少なく、一月末には全学の学生に登校を呼びかけ、一部授業も再開しております。

しかしながら、全学で約四十名の前途有望な若き学生諸君が尊い命を失い、私たち同窓会のメンバーも、大学の教職員、学生とともに痛恨の思いにかられています。さらに、特に自然科学系の学部、大学院では、これまで蓄積されてきた多数の研究データが失われ、それらを取り戻すために多くの時間が必要なようであります。

神戸大学の各同窓会は、この機会に、相互に連携をとりながら、母校の復興、発展のために貢献したいと思っております。実際に、少し以前から、神戸大学学友会という名称も考え、大学全体の同窓会組織を計画中であります。その計画はあらためて発表いたしますが、ともかくも、同窓会全体で神戸大学の支援を行うことに力を注ぐべきだと思われれます。義援金の募金を含む具体的な取り組みは、今後、日を追って進めていきますが、さしあたり、この文書では、在学生と新入生の下宿対策の一貫として皆様にご協力を呼びかけたいと思えます。

新聞、テレビでも報じられましたように、今回の震災では、学生たちの下宿が多い東灘区、灘区、長田区の一部地域にとりわけ被害が集中し、死亡した学生の多くがそこに住んでおりましたが、震災によって下宿を失った学生も少なくなく、四月に新入生を迎える時期には寄宿先等について深刻な状況が予想されます。大学当局も対応に真剣に取り組んでいます。何しろ二千ないし三千名規模のニーズがあり、しかも国立大学は入試合格発表の日は私大よりも遅く、対応はかなり難しいようであります。また、今回の地震での死亡した留学生の多くが貧弱な下宿等で暮らしていたこともあり、特別な対応を考えていく必要

があります。

そこで、一年、あるいは半年でも住まいを必要とする学生を自宅に受け入れていただける方、あるいは勤め先の寮などを開放していただける方がおられましたら是非ご協力をいただきたいと思います。有料、無料は問いません。

お申し出があり次第、大学の学生部の方で全学の学生に紹介いたしますので、ご協力の申し出は同封の返信用葉書で学生部厚生課の方にしていただくようにお願い申し上げます。

その際、受け入れ先の住所（連絡先）・電話、人数、期間、家賃、その他希望される条件をご記入下さい。なお、神戸大学の学部入学試験の合格発表は三月九日（前期試験）及び三月二十三日（後期試験）で、入居は四月一日以後となります（大学院院生についてはそれ以前の部分もあります）。在学生（留学生を含む）については現在でもニーズがあります。

これらの件についてのお問い合わせは、神戸大学学生部厚生課（電話078-180310115、Fax 078-180310108）までお願い申し上げます。

なお、この文書は、その趣旨により、京阪神地域在住の同窓会メンバーで、住所データが利用可能な方々にさしあげております。他の同窓の皆様にもよろしくご伝声下さい。また、連絡の誤り、連絡漏れが相当あると思いますが、事情をご賢察の上ご寛容下さい。

末筆ながら、皆様方のご健康を心からお祈り申し上げます。

敬具

平成七年二月十四日

神戸大学文学部同窓会

紫陽会（教育・発達科学部同窓会）

（社）凌霄会（法・経済・経営学部同窓会）

神戸大学理学部同窓会

（社）神緑会（医学部同窓会）

（社）神戸大学工学振興会（工学部同窓会）

六 篠 会（農学部同窓会）

事務連絡

平成7年2月7日

各国公私立大学学生部長 殿

文部省高等教育局大学課長

近藤 信司

文部省高等教育局学生課長

北村 幸久

兵庫県南部地震に伴う学生のボランティア活動について

兵庫県南部地震に伴う学生の修学等については、平成7年1月23日付け文高大第34号で通知し、単位の認定等について弾力的に取り扱うなど学生の修学、進学及び就職に不利益が生じないよう特段の御配慮方お願いしたところです。その際、被災地域の大学等の学生はもとより被災地域に関わりのある学生についても配慮をお願いしたところですが、既に各大学におかれましては、広くボランティアとして被災地域の住民の救援活動に参加する学生を含めて、所要の措置を講じていただいておりますことを改めて感謝申し上げます次第です。

今後、災害復旧の進捗状況に応じて、更にボランティア活動に参加する学生が増加することが見込まれますが、その際学生が安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生への指導等をよろしくお願い申し上げます。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対する補講・追試の実施やレポートの活用による学修

の評価などにより、学生がボランティア活動に参加しやすい条件づくりに努めること。

2. 授業の一環としてのボランティア活動の位置付け

ボランティア活動に密接な関連のある授業科目について、ボランティア活動の実践を授業の一環として位置付け、単位を付与することも可能であり、既にいくつかの大学で実施されていること。

3. ボランティア活動参加者の安全管理

ボランティア活動の内容によっては危険を伴うものもあることから、参加者に対しては事前に安全管理の徹底やボランティア保険（別紙参照）等への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

事務連絡
平成7年1月19日

各国公立大学
入試事務主管部課長 殿

文部省高等教育局大学課
大学入試室長 山根 徹夫

兵庫県南部地震で被災した受験生等への配慮について（依頼）

標記の件について、各大学におかれては、すでに所要の措置を検討されていることと存じますが、兵庫県南部地震で被災した受験生等の進学機会の確保を図る観点から、下記の配慮事項にも留意して、平成7年度大学入学者選抜を円滑に実施していただくようお願いいたします。

なお、別紙「大学進学をめざす受験生の皆さんへ」を参考までに送付します。

記

- 1 入学願書及び受験票等の取扱いについて、特段の配慮を行うこと。（平成7年1月17日付、事務連絡「兵庫県南部地震に伴う入試関係郵便物の取扱い」参照）
- 2 出願書類について、次の点に配慮すること。
 - (1) 被災地域の受験生の中には、入学願書等を焼失等した場合が想定されるとともに、今後、各大学に入学願書等を請求することも困難であると見込まれる。一方、全国の受験生の中には、被災地域の各大学の入学願書等を入手することが困難な者が多数いると見込まれるので、各大学においては、大学所定の様式であれば、複写（コピー等）した様式に記入したものも受け付けること。また、各大学所定以外の封筒を使用しても受け付けること。なお、別紙に記載のとおり、市販の角4封筒等を使用する場合は、各大学所定の封筒を参考にしながら、必要事項を記入の上、書留により郵送するよう、受験生に呼び掛けていることに留意すること。
 - (2) 調査書をはじめ、卒業証明書等の書類を提出できない場合が想定されるので、そのような場合も受け付け、事後に提出させるなど必要な措置を採ること。（各大学所定の健康診断書等も同様の取扱いとすること。）
 - (3) 大学入学資格検定合格者及び合格見込み者の合格証明書及び成績証明書についても、願書受付後の提出でよい取扱いとすること。
- 3 大学入試センター試験を利用する大学における第2次試験の出願については、次の点に配慮すること。
 - (1) 「平成7年度大学入試センター試験成績請求票」については、願書受付後の提出でよい取扱いとすること。
 - (2) なお、別紙に記載のとおり、「成績請求票」の貼付ができない場合は、各大学の入学願書の様式の「成績請求票」貼付欄に「大学入試センター試験出願時の連絡電話番号」を記入するよう、受験生に呼び掛けていることに留意すること。
〔 大学入試センターへの成績請求に当たっては、この電話番号と各大学の入学願書に記載の氏名、生年月日、出身高等学校名により照会すること。 〕
 - (3) 国公立大学（産業医科大学を含む）においては、願書締切期日（2月1日）の延長等（消印有効とする等）について、特段の配慮を行うこと。
- 4 その他、受験生の立場にできるだけ配慮し、例えば、入学願書締切期日の延長、既に交付済の受験票等を焼失等した者への配慮など、各大学の実情に応じて採りうる措置を検討するとともに、変更措置を決定・公表した場合は、当室に電話連絡願いたいこと。

大学進学をめざす受験生の皆さんへ

－特に兵庫県南部地震で被災した受験生の皆さんへ－

(平成7年1月19日、文部省)

受験生の皆さんは、次のことに注意しながら、各大学への出願を行って下さい。

◎ 各大学からの緊急情報を新聞、テレビ、ラジオ等でキャッチして下さい。

各大学は願書の締切期日の延長など、入試日程の変更について検討しています。なお大学入試センターのハートシステムでは各大学の緊急情報の提供を開始しています。

◎ 出願書類の入手ができない場合は、次の要領で作成し、書留により郵送して下さい。

志望する大学の所定の出願書類を高等学校、教育委員会、最寄りの大学及び予備校等に在庫があるか聞いて下さい。在庫があれば、複写（コピー等）をして、必要事項を記入して作成して下さい。また、出願書類を入れる封筒は、市販の角4封筒等に、大学所定の封筒を参考にしながら、必要事項を記入して下さい。

◎ 調査書や卒業証明書等が得られない場合は、願書受付後の提出でよい取扱いとするよう各大学に要請しています。

受験生の皆さんは、志望する大学に事前にできる限り照会し、出願後には大学からの指示に従って下さい。

◎ 大学入学資格検定の合格証明書等が得られない場合も、願書受付後の提出でよい取扱いとするよう各大学に要請しています。

大検合格（見込）者の皆さんは、志望する大学に事前にできる限り照会し、出願後には大学からの指示に従って下さい。

◎ 大学入試センター試験を利用する大学への出願に必要な「平成7年度大学入試センター試験成績請求票」については事後の提出で構いません。

この場合は、各大学の入学願書の様式中の「成績請求票」貼付欄に「大学入試センター試験出願時の連絡電話番号」を必ず記入して下さい。

なお、国公立大学に出願する場合は、A日程と前期日程から1大学、B日程と後期日程から1大学の2つの大学にしか出願できませんので注意して下さい。

(C日程大学に出願する場合は合計3つの大学までの出願が可能です。)

国大協総第5号

平成7年1月27日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 吉川 弘之

第2常置委員会

委員長 加藤 延夫

阪神大震災で被災した受験生等への配慮について（要請）

各大学におかれましては、阪神大震災で被災した受験生に対して、入学願書の出願期間の延長等すでにもいろいろご配慮を頂いているところでありますが、この度、被災した受験生に対する国立大学の対応について国立大学協会として急速第2常置委員会を開催し、検討した結果、受験生の進学機会の確保を図る等の観点から、被災地の受験生ができるだけ不利益を受けないよう、各大学がそれぞれの実情に応じた判断に基づいて再試験等を実施するなど、さらにご配慮下さるようお願いすることとなりました。

つきましては、各大学におかれましては上記の趣旨をご理解のうえ、ご対応下さるようお願い致します。

なお、再試験等を行う場合の方法等につきましては、各大学、学部の実情等によって異なると思いますが、例えば、各大学が定めた提出期間内に願書を提出した被災受験生に対し当該大学が個別学力試験実施後に再度試験を行うとか、あるいは従来の追加募集的な試験を行うなどいろいろな方法が考えられます。

また、被災した受験生の範囲及び各大学における再試験の公表等について国立大学として統一した基準を定める必要がありますので、これらについては、今後、文部省と協議のうえ追ってお知らせする予定です。なお、ご疑問等がありましたら、第2常置委員会委員長または国立大学協会事務局にご連絡下さい。



与謝野文部大臣が視察（医学部）
平成7年1月28日



国会大学協会吉川会長が視察
平成7年2月3日



柳川参議院議員が視察
平成7年2月8日



文部省吉田高等教育局長が視察
平成7年2月14日



自由民主党政務調査会文教部会委員が視察
平成7年2月22日



参議院文教委員会委員が視察（医学部）
平成7年9月14日

編集後記

兵庫県南部地方を直撃し、未曾有の災害をもたらした兵庫県南部地震の発生から1年が経過しました。

日本列島のこの1年は、兵庫県南部地震の発生に始まり、オウム真理教に関する事件、日本列島各地の地震発生等いろいろなことがあり、こと神戸に関してはオリックス・ブルーウェーブのパ・リーグ優勝、WHO神戸センターの誘致等明るいニュースもありましたが例をみない1年であったように思います。

通勤電車から見えるプレハブの建物、工事用のシートに覆われたビル、更地になったままの町、これらの風景に地震発生当時の悲惨な状況が思い出されますが、未だに地震のあったことが信じられない時があります。神戸の街もどんどん復興され、六甲から見える夜景もほぼ以前のままに戻ってきたように思います。しかし、一方では被災された人々の多くが仮設住宅での不便な生活を余儀なくされておられます。

このたびの震災で、人間の力を遥かに凌ぐ自然界の脅威、人間の無力さを改めて認識させられた反面、被災者の救出、復旧・復興に当たってのボランティア活動、各種支援活動等々に人間でしかできない偉大さを見ることができました。

阪神・淡路大震災に関しては、人それぞれにいろいろな方法・手段で記録にとどめておられると思います。本書は、震災の記憶が比較的新しいうちにその記録をとどめ、後々の自らの参考とするとともに、外部の方々の参考にもなればと思い、震災後の復旧作業や平常業務に大わらわの状態にあった各部局に無理を押しをお願いして、ある程度のフォーマットに従って記述してもらい編集したものです。部局によって被害状況、救急対応等も一様ではなく、また編集者からの要請の受け取り方も必ずしも一様ではなかったため、各部局から提出された源資料は実に多種多様でした。

フォーマットに従って記述していると、全てのことが一つの原因、すなわち、兵庫県南部地震に起因するため、事項間に多数の重複記述が見つかり、この重複を避けるための編集作業を開始してみると、その作業に要する労力が膨大なものとなるほか、源資料の姿をとどめないような状況になることが分かり、かつ、本書の刊行が著しく遅れる見通しとなりました。そのため、編集者としては、全体の形を整えるため最小限の手を加えるにとどめ、現場の声をできる限りそのまま生かすことによって、読者に現場の状況を少しでも生々しく知っていただくという効果もあろうかなどと無理に自己満足させて、編集を終了することとしました。極めて多忙な中で、資料作成、編集等にご協力いただいた教職員の皆さんに厚くお礼申し上げます。また、本書の編集に当たり、朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞、産経新聞及び神戸新聞（順不同）に掲載された記事並びに写真を、各社の許諾を得て掲載しました。ご協力いただいた各社に厚くお礼申し上げます。

本学の復旧も、自らが被災者でありながら復旧に全力を投じられた本学の教職員・学生の皆さんはもとより、他の国立大学を始め、企業、同窓生等、全国の方々から多数の救援物資、人的支援、義援金をいただきましたお陰と改めて衷心より御礼申し上げます。

最後に、このたびの震災の犠牲となられましたの方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在も不自由な生活を強いられている多くの方々の一日も早い立ち直りを願い、本書が、将来も起こり得る災害への対策の一助になることを願っております。

兵庫県南部地震による震災の記録

平成8年1月発行

編集 神戸大学庶務部庶務課

発行 神戸大学

〒657 神戸市灘区六甲台町1 - 1

T E L . (078) 881-1212 (2025~7)

印刷 中村印刷株式会社

〒657 神戸市灘区友田町3 - 2 - 3

T E L . (078) 841 - 0911